

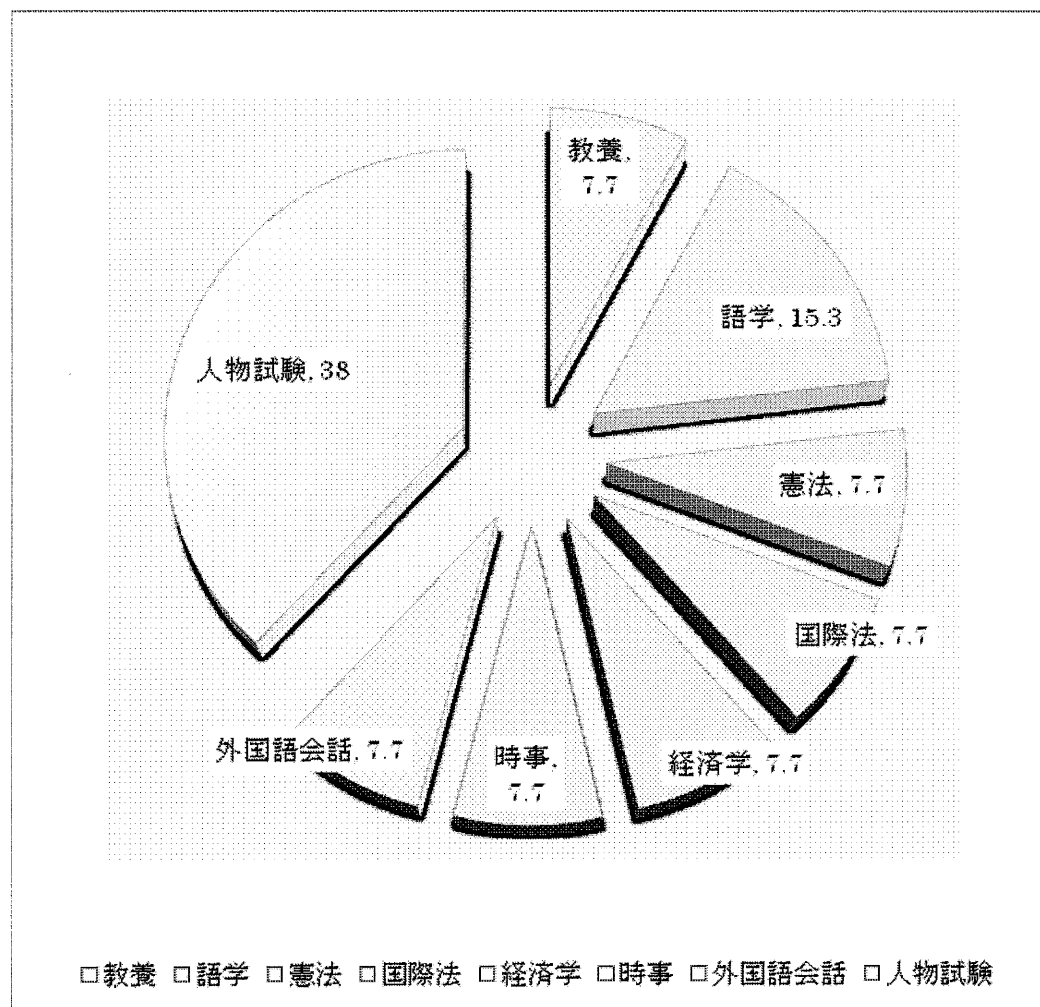
受験者数

申込者 635 人 一次試験権者 398 人(男 181 女 217)受験/最終合格/40 人(16 女子)
→倍率は 9.95 倍 昨年より 6 人増枠 (昨年の倍率は 13.7 倍(男 7.5 女 13.6))

試験結果の分析

できたと思っていたこと→冷静に評価すべき
自分にとって足りないものは何か

2012 試験の科目間配分比率



本当に完全燃焼しきれたのか?

可否は「1 次と 2 次の総合評価で決まる」

2 次不合格

1 次不合格

1 次試験

教養 (基礎能力試験) 13 分の 1

2012 年は 40 題

一般知能→27 題(文章理解 11、判断 8、数的 5、資料 3)

知識 13 題→1 問ずつ

語学 13 分の 2

外国語会話面接と合わせると専門科目に匹敵。

受験語別内訳 英 28 仏 3 西 2 独 1 伊 1 中 2 アラビア 3

時事論文 13 分の 1

きちっと情報収集・対策できていたか。

専門科目 13 分の 3

各科目総評

基本 →ベーシックの正確な理解・習得

特対 →特対の消化具合はどうだったか

答練 →再チャレ生は安定した高順位をとれるように

2 次人物試験 13 分の 5

集団討論

面接カード

個別面接

合格者の特質

年齢 21 歳 10 人

22 歳 11 人

23 歳 6 人

24 歳 6 人

25 歳 3 人

26 歳 1 人

27 歳 1 人

28 歳 2 人

学歴 現役学生 24 人、既卒者 10 人、院生 6 人

大学別 24 大学が 1 名ずつ

研修言語 ほとんどが第 1・第 2 志望の研修後を言い渡された。

ライフデザイン

併願パターン

都庁(財政学までやろう)、防Ⅱ、参議院、国大法人、横浜市等地上

自衛隊幹部候補生、航空管制官、皇宮護衛官

公共院 東大・京大・一橋

2011 年度

外務専門職試験 専門科目(憲法・国際法・経済学)総評

●憲法

昨年と変わって、今年は設問文自体、淡泊なものとなっており、論点的にも憲法の典型論点を聞く内容であったといえる。憲法の理解がきちんとされていれば論点抽出には苦労しないと思うが、誰でも何かは書ける内容となっていることから、どれだけ憲法的な枠組みの中で論を展開できるかが評価の差となって表れると思われる。決して、教養論文のようなスタイルで記述しないように心がけたい。

第1問：児童ポルノ禁止法を念頭においた出題と思われる。表現の自由の問題として構成して、いわゆる“人権パターン”にのせていけばよいだろう。形式面の審査として、「明確性の原則」に反しないか、「過度に広汎ゆえ無効」とならないかに触れてもよいが、中心は実体面の審査であり、これを丁寧にしたい。目的と手段を審査する際、目的審査では規制目的を丁寧に認定すること（写真とアニメで規制目的が異なると認定する等）、手段審査では製造、所持まで全面的に禁止するのはいかがでしょうか等を検討したい。また、製造、販売の点では経済的自由（憲法 22 条）の問題、所持の点では幸福追求権（憲法 13 条）の問題と考えることができるので触れてもよいだろう。

第2問：憲法 36 条「残虐な刑罰の禁止」についての解釈問題である。条文を指摘した上で絶対に禁止されることを前提に、「死刑制度」が憲法 36 条の「残虐な刑罰」に該当し、違憲か否かを検討する。「残虐な刑罰」の意義を解釈によって確定し、あてはめをすること。結論は違憲、合憲どちらでもよいが、刑罰の目的に照らして死刑が必要かどうかという観点から記述する。また、現在の死刑方法である絞首刑が残虐性の点でどうかを検討することもできる。判例（最大判昭 23. 3. 12）も指摘できるとなおよ。また、「残虐な刑罰」の解釈論を展開する上で 13 条、31 条に言及するのもよいだろう。

第3問：①地位に関しては、「首長」（憲法 66 条 1 項）であることは必ず指摘する。②の役割の所で書いてもよいが、72 条等その他の条文も挙げて内閣総理大臣の権限についても書いておく。指揮監督権については判例（最大判平 7. 2. 22）を指摘するとよい。②役割に関しては、①で記述した内容にそくして、内閣総理大臣に首長としての地位を与えたこと等から内閣の一体性と統一性を確保し、内閣の連帯責任を強化することによって、議院内閣制の確立に資するという流れがよいと思われる。

●国際法

ベーシックを軸として、どこまで真に理解できていたか、さらに肉付けがどこまでできたかという点で、努力に比例して差がつく良問ぞろいでした。

第1問：国家の資格要件（住民、領土、政府、外交能力）は慣習法上の要件とされ、現在も国家承認の客観的要件として承認国は拘束されるものの、その認定は承認国が各々個々に行うので裁量性・相対性が出てきます。上記の資格要件以外にも対世的義務違反がないことや自決権侵害、冷戦後の民主主義、人権（不承認主義）、さらに直近のコソボ独立の合法性 I C J 勧告的意見まで書けるといいでしょう。ベーシックを基本に、論述マスターの過去問＋レジュメで行けます。

第2問：「歴史的経緯と意義について」という出題は柳原先生と思われます。ベーシックを基本に、ジェイ条約から P C A 設置までの経緯、裁判所の構成・裁判官の選任が合意で決められること（P C I J / I C J は常設で裁判所の構成・裁判官が決まっている。但し特別裁判部は司法的解決の仲裁化といわれます）、裁判基準の違い（衡平及び善が柔軟に用いられる点）等、紛争当事国により決定される余地が広く残される点をあげ、今日でも有用性を否定されていないことを論じればよいです。「最近」の範囲は広く、イラン・アメリカ請求権法廷（テヘラン事件後のアルジェリアの仲介による設定）、国家と私人の紛争に用いられる I C S I D、海洋法紛争としてみなみまぐろ事件、M O X プラント事件、ジョホール海峡埋立事件等があります。事例部分は応用部分になってきます。

第3問：ニカラグア事件本案判決の軍事活動の分類をプロパーで問う問題です。基本は、『図解資料集』の解説そのもので十分です。I C J が示した規模・効果と帰属の要件（油井事件、壁事件、コンゴ領域と踏襲）を充た

した武力攻撃に対しては、自衛権行使がとりうる措置です。より重大性の劣る武力の行使に対しては、武力を伴う対抗措置を被害国（犠牲国）がとれることを示せばいいです（ILCの国家責任条文では武力を伴う対抗措置はとれない）。ここまでが、「武力行使」に包含され、武力行使禁止原則の規律対象になり、違法な干渉と区別されます。以上は、ICJ判決による制限説の枠組みですが、許容説の立場（反対意見や米国の国家実行）から批判しても構いません。ベーシック・図解資料集の範囲で十分に解ける問題ですが、理解の深化が問われる良問でした。

●経済学

1997年以来の「第1問＝ミクロ分野、第2問＝マクロ分野、第3問＝国際経済分野」という形の出題ではなく、3問とも国際経済分野からの出題であった（第1問＝国際ミクロ、第2問＝国際マクロ、第3問＝国際金融）。正直、驚きである。受験生の多くも戸惑ったことと思う。ただ、TAC・Wセミナーの講座を受講し、基本から応用までしっかり固めてきた受験生であれば、合格レベルの答えは十分に書ける。その点は例年通りである。

第1問（保護貿易政策に関する問題）については、問(1)の「関税政策の効果」と問(2)の「輸入数量割当の効果」および「生産補助金の効果」は確実に得点したいところである。ここまでが出来ていれば、最低ラインはクリアと考えてよい。一方、問(3)の「国内生産者のレント・シーキング活動の効果」については、想定外の出題であり、全くできなくても問題はない。問(3)の内容は政治経済学や公共選択論の論点であり、通常の経済学の勉強では手の届かないところである。

第2問（開放経済における金融政策・財政政策の効果に関する問題）については、問(1)の「変動相場制・資本移動ゼロ（または不完全（硬直的））の場合の政策効果」と問(2)の「変動相場制・資本移動完全自由の場合の政策効果」は確実に得点したいところである。問(3)は今年の第3問(3)と同じ大国モデルである。去年は金融政策の効果が問われたが、今年は財政政策の効果が問われた。特別対策講義で触れた内容を覚えていれば解答できたであろう。第2問は全体的にボリュームのある問題であるので、時間制約を考慮すると、問(1)および問(2)までが出来ていれば、最低ラインはクリアと考えてよい。

第3問（最適通貨圏の理論に関する問題）については、想定外の問題であり、全くできなくても問題はない。おそらく選択した受験生もほとんどいないであろう。「最適通貨圏の理論」はR. マンデルがノーベル経済学賞を受賞する理由となった理論の1つである。国際金融論ではかなり有名な理論であるが、この理論をしっかりと学習するには国際経済学や国際金融論の高度な専門書を読み込む必要がある。通常の経済学の勉強では手の届かないところと考えてよい。

2012 目標 第 5 回 外専杉原 HR

2011/9/16

併願研究編～公務員試験を中心に～

<2011 年度の併願スケジュールの状況¹>

日付	併願先	試験科目
5/1 (日)	国家 I 種	教養、専門 (択一)
5/3 (火)	参議院事務局 I 種	教養(択一)、専門(論文)
5/8 (日)	都庁 I 類 B	教養 (択一、論文)、専門 (論文)
5/14 (土)	自衛隊幹部候補生	教養(択一)、専門(論文)
5/15 (日)	国立大学法人	教養 (択一)
6/4 (土)	参議院事務局 II 種	教養 (択一)、専門 (論文)
6/12 (日)	防衛省 II 種	教養 (択一、論文)、専門 (論文)
	航空管制官	教養(択一)、英語(択一)※
	皇宮護衛官	教養(択一)、課題論文※
6/18 (土) , 19 (日)	外専	教養、専門 (論文)
6/26 (日)	横浜市・大阪市・神戸市等	教養、専門 (論文)

(1) 外専受験における他の公務員試験併願の特徴

- ・外専の試験科目からは、他の公務員試験は最大 7 つほど併願できる。
- ・併願するにあたっては、1～2 科目を新たに勉強する必要がある（財政学、国際関係論など）。
- ・外専の専門科目の理解の深さ・驚異の論述力で強みを発揮する。

(2) 併願の位置づけを明確にする

併願の位置づけが、就職先の確保としての位置づけなのか(そこにも使命感を見出せるか)or 外専の腕試し(公開模試)としての位置づけなのかを明確にすること。
→いたずらに併願しまうと、本命の勉強時間が割かれる。

(3) 外専の試験科目との相関性を考慮しつつ試験対策を行う。

外専の試験科目(憲法、国際法、経済学、英語、教養、時事)と同一科目・親和性の強い科目(財政学、国際関係論)を試験科目にしている職種を併願すべき。

(4) 併願先の試験のスケジュールはよく確認して、シミュレーションを行う。

公務員試験の併願はスケジュール管理がきちんとしていなければ成功しない。出願期間・出願資料の配布・出願手続き・1 次試験の日程・2 次試験の日程は、早めに HP などの確認し、スケジュールを組み立てておくこと（年明けには受験スケジュールを立てておく）。

特に、5 月に行われる試験（国立大学法人、都庁 I 類 B など）を受験する場合は、それまでに教養科目・財政学などの関連する科目は完成させておくこと。

→第 1 回 HR で示したスケジュール管理・セルフマネジメント

¹ これは、2011 年度のスケジュールです。来年度の日程については、今後発表されますので各自で HP 等で調べて下さい。航空管制官と皇宮護衛官は来年は 2012/6/10(日)になります。